

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

### 香川県人事委員会規則第5号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 給与条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める県外の地域は、別表の支給地域の欄に掲げる地域とし、<u>同条第3項の地域手当の級地は、同欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の級地の欄に定める級地とする。</u></p> <p>2 給与条例第9条の2第3項第1号、第2号、第4号及び第6号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の16</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の13</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第3条 給与条例第9条の2第2項若しくは第3項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。給与条例第14条の5第5項及び第6項、第14条の8第3項並びに第16条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 給与条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、別表の支給地域の欄に掲げる地域とし、<u>同条第2項の地域手当の級地は、同欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の級地の欄に定める級地とする。</u></p> <p>2 給与条例第9条の2第2項第1号、第2号、第4号及び第6号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の14</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の12</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の12</u>とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第3条 給与条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。給与条例第14条の5第5項及び第6項、第14条の8第3項並びに第16条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。